

議員提出議案第 1 号

豊中市議会議員定数条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の設定について

豊中市議会議員定数条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 6 年（2024 年）12 月 19 日提出

豊中市議会議員

横 尾 しずか

藤 田 浩 史

中 野 宏 基

大 田 康 治

（提案理由）

議員定数及び議員報酬を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市議会議員定数条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
(豊中市議会議員定数条例の一部改正)

第1条 豊中市議会議員定数条例(昭和37年豊中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
豊中市議会議員の定数は、 <u>34人</u> とする。	豊中市議会議員の定数は、 <u>29人</u> とする。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年豊中市条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
第2条 議会の議員に対しては、次の区分により議員報酬を支給する。 議 長 月額 <u>730,000円</u> 副議長 月額 <u>690,000円</u> 議 員 月額 <u>635,000円</u>	第2条 議会の議員に対しては、次の区分により議員報酬を支給する。 議 長 月額 <u>584,000円</u> 副議長 月額 <u>552,000円</u> 議 員 月額 <u>508,000円</u>

附 則

この条例中第1条の規定は次の一般選挙のときから、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。